

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 26（情）第 10 号）

第 1 審査会の結論

広島県人事委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成 27 年 2 月 10 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「公開条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の事項に関して、別表に掲げる資料等（以下「本件対象文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- (1) 乙第〇号証・「陳述書」・元広島県立〇〇学校・校長・〇〇・平成〇年〇月〇日付に係る請求事項（以下「本件請求 1」という。）
- (2) 本事件に係る全般的な請求事項（以下「本件請求 2」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、公開条例第 13 条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 27 年 2 月 18 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 27 年 3 月 11 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）、広島県行政手続条例（平成 7 年広島県条例第 1 号。以下「手続条例」という。）及び公開条例における解釈適用を誤った「処分」である。
- (2) 本件処分の理由を「行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるため」としているが、これは不適法であり、その理由は当たらない。

また、公開条例の目的である「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進すること」にはならず、公開条例違反である。

- (3) 本件処分の理由である「保護されるべき利益を損なうこと」について、処

分理由が明示されていないので不適切・不合理であり、手続条例第8条に違反し、本件処分は無効である。

そして、手続条例第1条に規定する「行政運営における公正の確保と透明性の向上」を図ることにはならず当該条例違反でもある。

また、公開条例の「ただし書」にある「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であり、しかも「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」でもある。

- (4) 本件処分は、県知事、県議会議長、教育長・教育委員会、実施機関らによる不作為あるいは作為に該当する。全てを隠匿する行為であるから「特定秘密保護法」の施行とも思える「処分」である。

本件処分を許してしまえば、県民、教職員、住民、異議申立人を冒とくし蔑ろにした議会と行政運営になる。

- (5) 「公文書応答拒否通知」では、正当に議会と行政の運営・運用はなされず、一連の本事件の問題に関しても、手続上、管理上、公開上において議会（国会と県議会）と行政（文部官僚、県教育委員会、実施機関）の検証性・透明性・明瞭性・公正性を判別できる資料等がことごとく不存在である。
- (6) 本事件の「組合年休取得・調査票提出問題」からはじまる「日の丸掲揚・君が代斉唱・元号標記（天皇制）の実施・強制問題」等における広高教組・組合員攻撃は、国会を始めとする県議会と県行政（県教育長、教育委員会、実施機関、校長会、校長等）による運営と運用における「保護されるべく利益」のために、「特定秘密保護法」の施行以前からと以後の今日において「秘密裏」になされたとの解釈・判断をする。
- (7) 「存否応答拒否」・「不存在」の態様と類型から見た場合において、応答拒否理由及び不存在理由それぞれに対する説明責任と情報公開における責務を果たしていない。不可解・不合理・不法理なのは、それらの理由でもって「立ち入ることをできなくさせている」・「門前払い」をすることであり、このことからくる国民・教職員・住民・異議申立人に対する基本権等の侵害は甚大であり、計り知れない。
- (8) 本件請求にいう「本事件」とは「組合年休取得・調査票提出問題」を、「原告」とは「異議申立人」をそれぞれ指すものである。
- (9) 本件請求の趣旨は、本事件に係る異議申立人の情報と、実施機関の組織の在り方、つまり、どういう規程があるか、どういう話をしてどういう結論に至ったかという意思形成過程や基準、組織の運営・運用がわかるものの開示を求めるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求について、広島県教育委員会が異議申立人に対して行った懲戒処分に対する審査請求（平成12年（不）第〇号事案）及び当該審査請求に対する棄却裁決に係る再審査請求において当事者から提出された準備書面、証拠、それらを受けて実施機関で審理した口頭審理の記録書や議事録を本件対象文書として特定した。

2 情報公開制度においては、開示請求者に行政文書が開示されるという仕組みでありながら、不開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、開示請求の対象である行政文書が県民一般に公開されることを前提としており、開示請求者が誰であるかは考慮されない。

したがって、特定の個人が識別され得る情報であれば、たとえ本人から、当該本人の個人情報に記載した行政文書に対する開示請求があっても、原則不開示となるものである。なお、この場合、実施機関が保有する本人情報については、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本人が自己情報開示請求を行うことは可能である。

3 行政文書の開示請求がなされた場合、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることにより不開示情報を開示した場合と同様に個人の権利利益が侵害されることとなる場合等には、公開条例第 13 条により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

公務員の懲戒処分に関しては、懲戒免職処分など非違行為が極めて重大であった場合を除き、当該公務員の個人名は公表されていない。特定個人の懲戒処分の審査請求や再審査請求に関して当事者から提出された準備書面、証拠、それらを受けて実施機関で審理した口頭審理の記録書や議事録は、懲戒処分の適否を審査する目的のためにのみ保有している情報であるから、個人情報に該当するのはもちろんであるが、第三者からの開示請求に対して不開示と回答したのでは、そのことによって特定個人が過去に懲戒処分を受けたこと、それに対して審査請求を行ったこと、当該審査請求が棄却されたこと、さらには再審査請求が行われ、それも却下されたことまで明らかとなることとなり、特定個人に対するプライバシーの侵害となる。

4 したがって、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることにより、公開条例第 10 条第 2 号の不開示情報を開示した場合と同様に個人の権利利益が侵害されることとなると考え、公開条例第 13 条に該当するものとして、存否応答拒否が適当と判断したものである。

5 なお、本件請求がされた際、異議申立人に対し、情報公開窓口を通じて、行政文書開示請求については開示請求者本人に関する情報であっても個人情報に該当するものは開示できないので自己情報開示請求を行うよう勧めたが、異議申立人はこの勧めを受け入れなかった。その後、異議申立人は、平成 27 年 2 月 18 日付けで本件請求と全く同じ内容の自己情報開示請求を行い、これに対して実施機関は平成 27 年 2 月 26 日付けで部分開示決定等を行っているのであり、異議申立人は結果的に本件請求の対象となった文書を入手している。

第 5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定個人が裁判所に提出したとされる「陳述書」に関して、別表の 1 に掲げる 6 項目の資料等及び「本事件」に係る全般的な請求事項に関して、別表の 2 に掲げる 18 項目にわたる資料等である。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、公開条例第 10 条第 2 号の不開示情報を開示することになるため、同条例第 13 条の規定に基づき行政文書の存否を明らかにせずに本件請求を拒否した。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

公開条例第 13 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害したりすることがあり得る。このため、公開条例第 13 条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件対象文書の存否応答拒否の当否について

公開条例第 10 条第 2 号では、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものを原則不開示としつつ、同号ただし書のいずれかに該当する情報については、開示しなければならない旨規定している。

実施機関は、本件対象文書が存在するか否かを明らかにするだけで、同号に規定する不開示情報を開示することと同様の不利益が当該特定個人に生じることとなるとして本件処分を行ったため、以下その妥当性について検討する。

ア 本件請求 1 について

本件請求 1 は、特定個人が裁判所に提出したとされる「陳述書」に関する資料等の開示を求めるものであるから、当該請求に係る行政文書が存在するか否かを答えることは、当該特定個人が何らかの訴訟に関与しているか否かを明らかにすることと同じであり、このことは、公開条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当する情報を明らかにする場合と同様に、当該特定個人の権利利益を侵害することになるものと認められる。

なお、当該情報については、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書イに該当するものと認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認められない。

したがって、実施機関が本件請求 1 について、公開条例第 13 条の規定により本件処分を行ったことは、妥当である。

イ 本件請求 2 について

(ア) 本件請求 2 は、「本事件」に関する資料等の開示を求めるものであり、開示請求書の記載内容から、「本事件」とは、「原告」が広島県教育委員会から懲戒処分を受けたことを不服として、実施機関に対し不服申立てを行ったとする事案であると解される。

(イ) 実施機関では毎年度、終結しているか否かにかかわらず、不服申立て事案の処理状況を「人事委員会年報」としてまとめ、事案番号、処分の内容等を公表（特定個人名を除く。）しているから、本件請求の開示請求書に記載されている事案番号と当該公表情報を照合すれば、「本事件」

とは、いわゆる「組合年休」について広島県教育委員会が調査票の提出を求めた「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況調べ」に関する事案（以下「本件関係事案」という。）を指すものと確認できる。

なお、実施機関によれば、当該不服申立て事案の審査手続のうち口頭審理については、公開により行っているということであった。そうすると、事案番号により個人が特定される可能性もあるが、本件関係事案は本件請求時点で既に終結していることから、この限りでは、必ずしも「原告」の特定につながるものではない。

- (ウ) しかし、本件請求の開示請求書には、特定日における「原告」と実施機関とのやり取りに関する情報や本件関係事案に係る経緯と思われる情報が記載されていることから、開示請求の全体的な趣旨等に照らせば、本件請求にいう「原告」とは、開示請求者である異議申立人本人を指すものと捉えるのが相当である。
- (エ) さらに、異議申立人に確認したところ、第3の2の(8)のとおり、本件請求の開示請求書に記載されている「本事件」とは、組合年休取得・調査票提出問題を指し、「原告」とは、異議申立人本人であるとのことであった。
- (オ) 一方、異議申立人は、第3の2の(9)のとおり、本件請求の趣旨は、本事件に係る異議申立人本人の情報に加えて、実施機関の意思形成過程や基準等がわかる資料等の開示を求めている旨主張する。
- そこで開示請求書の記載内容を確認してみると、確かに、別表の2に掲げる18項目のうち、(9)～(11)の3項目については、「本事件」、「本件」又は「原告」という文言は記載されていないものの、本件請求2の全体表題が「本事件に係る全般的な請求事項」と記載されていることに加え、「協約事項」、「組合年休問題」、「文部省是正指導」などの記載が散見されることからすれば、これらの3項目についても、本事件に係る一連の行政文書の開示を求めていると解するのが相当である。
- (カ) 以上から、本件請求2は、請求事項に「原告」の記載がないものも含まれているものの、本件で提出された関係資料及び異議申立人の意見陳述の結果等を踏まえると、全体として本件関係事案に係る特定個人に関する資料等の開示を求めているものと推認することができる。
- (キ) そうすると、本件請求は、異議申立人が自らの個人情報について開示請求を行ったものと認められる。しかし、情報公開制度においては、開示請求の対象である行政文書が県民一般に公開されることを前提としており、不開示情報に該当するか否かの判断に当たっても、開示請求者が誰であるかは考慮されない。すなわち、自己情報の開示制度と異なり、異議申立人本人による請求という事情は考慮されない。
- (ク) 本件請求2に係る行政文書が存在するか否かを答えることは、当該特定個人が懲戒処分を受けたか否か、実施機関に対し不服申立てを行ったか否か、また、当該不服申立てが棄却されたか否かなどを明らかにすることと同じであり、このことは、公開条例第10条第2号の不開示情報に該当する情報を明らかにする場合と同様に、当該特定個人の権利利益を侵害することになるものと認められる。

なお、当該情報については、慣行として公にされ、又は公にされるこ

とが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書イに該当するものと認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認められない。

(ケ)したがって、実施機関が本件請求2について、公開条例第13条の規定により本件処分を行ったことは、妥当である。

(3) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、本件処分の理由として、「行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるため」との記載だけでは不十分であり、本件処分は無効である旨主張する。

しかし、既述のとおり、本件請求は、異議申立人自らが特定の個人名又は特定の個人を類推できる事項を明記した上で行ったものであり、また、本件対象文書の内容も特定個人の訴訟及び懲戒処分に関するものであること等からすれば、本件請求に係る行政文書が存在するか否かを答えることは、当該特定個人が特定の訴訟に関与していたか否か、懲戒処分を受けたか否かなどを明らかにすることと同じであり、これにより、当該特定個人が有する、公開条例第10条第2号の規定により保護されるべき利益が害されることは明らかであることから、異議申立人の主張は採ることができない。

イ 異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 表

本 件 対 象 文 書

1	乙第〇号証・「陳述書」・元広島県立〇〇学校・校長・〇〇・平成〇年〇月〇日付に係る請求事項に関して
	(1) この「陳述書」を提出させるべく県人事委員会内部における意思形成過程，すなわち参加者名・日時・議題・内容・結論等の判る一切の資料等
	(2) この「陳述書」を提出させるべく元校長・〇〇と県人事委員会・委員とによる「打ち合わせ」に係る日時・場所・参加者名・提示資料・説明内容・協議内容・結論等の判る一切の資料等
	(3) この「陳述書」を提出させるべく「意図」と「目的」に係り，県人事委員会・委員による説明責任と具体的資料の提示などの判明できる一切の資料等
	(4) この「陳述書」を提出させるにあたり，裁判所との関係・経緯等のなかで，県人事委員会・委員による説明責任と提示資料等の判る一切の資料等
	(5) この「陳述書」を提出させるために，原告側の意見・資料等に関して県人事委員会・委員による提示の判る一切の資料等
	(6) この「陳述書」の提出後における県人事委員会内部での意思形成過程，すなわち参加者名・日時・議題・内容・結論等の判る一切の資料等
2	本事件に係る全般的な請求事項に関して
	(1) 県人事委員会・委員として本事件に係り，広高教組が「平成 12 年(不) 第〇号，第〇号及び第〇号事案」として提訴する以前に，県人事委員会内部で開催した会議等における日時・参加者名・内容・結論等の判る一切の資料等
	(2) 県人事委員会・委員として本事件に係り，司法判断に至る以前において，広高教組に対して事情聴取・弁明等の機会の保障をしたことの判る一切の資料等
	(3) 県人事委員会・委員として本事件に係り，「平成 12 年」以降から「平成 25 年 11 月 20 日」までの間における，委員会として開催した日時・参加者名・内容・結論等の判る一切の資料等
	(4) 県人事委員会・委員として本事件に係り，「平成 25 年 11 月 20 日」付で「本件審査請求をいずれも棄却する」とした意思形成過程，すなわち日時・参加者名・内容・結論に至る経緯等の判る一切の資料等
	(5) 県人事委員会・委員として本件に係り，原告が 2014 年 5 月 8 日付で「再審査請求書」として提出した事項について，県人事委員会による「平成 26 年 5 月 13 日」付での「再審査請求書の補充説明（通知）」とした意思形成過程，すなわち日時・参加者名・内容・結論に至る方法等の判る一切の資料等
	(6) 県人事委員会・委員として本件に係り，原告が 2014 年 6 月 17 日付で「再審査請求書について」として提示した事案に対して「平成 26 年 6 月 17 日」付で「本件再審査請求を却下する」とした「裁決」に係る意思形成過程，すなわち日時・参加者名・内容・結論に至る方法等の判る一切の資料等
	(7) 県人事委員会・委員として本件に係り，原告が県教育委員会に対して情報公開請求・個人情報開示請求をしてきた事項に係る情報公開審査会での裁決等をふまえての，県人事委員会における意思形成過程，すなわち日時・参加者名・取得資料・会合内容・結論等の判る一切の資料等

<p>(8) 原告が、県教育委員会に対して不信・疑念の元としている「なぜ戒告処分をできるのか」「それはどのような基準等によるものなのか」また「どのような県教育委員会における意思形成過程すなわち日時・参加者名・検討資料・結論・結論に至る方法等により謀ってきたか」さらに「その結果、処分により何をめざしているか」等に係り、県人事委員会・委員としての検討事項・意思形成過程、すなわち日時・参加者名・取得資料・内容・結論に至る方法・結論等の判る一切の資料等</p>
<p>(9) 県教育委員会と広高教組とで交わした「規定・協定・覚書」等の協約事項に関して、県人事委員会・委員として「県教育委員会が破棄することは妥当である」とする判断に至る意思形成過程、すなわち日時・参加者名・取得資料・会合内容・結論に至る方法等の判る一切の資料等</p>
<p>(10) 県教育委員会・委員による「組合年休問題」に対する姿勢・態勢のなかで、広高教組・組合員に対する一連の行政行為（職務命令による、広高教組会議資料「一覧表」の提示、調査票の「はい」か「いいえ」で応答させる方法、地方公務員法による処分などなど）に関する人事委員会・委員としての意思形成過程、すなわち日時・取得資料・会合内容・結論等の判る一切の資料等</p>
<p>(11) 「文部省是正指導」と称して県教育委員会として広高教組・組合員に対する一連の行政行為によって、「『表現の自由』の侵害に及ぶかどうか」などの問題・課題等に係る、県人事委員会としての意思形成過程、すなわち日時・参加者名・会合内容・検討資料・結論等の判る一切の資料等</p>
<p>(12) 県人事委員会・委員として本事件に係り、「特定秘密保護法」の規定等と関連づけての意思形成過程、すなわち日時・参加者名・内容・資料・結論等の判る一切の資料等</p>
<p>(13) 県人事委員会・委員として本事件に係り、「県教育委員会が『文部省是正指導』をすることができる・できた」とする事由・根拠とすべく</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 憲法・国際人権法等との付き合い ② 元教育基本法・学校教育法等との整合性 ③ 地方自治法・地方分権一括法など地方主権の問題との絡み ④ 教職員・教育労働者の基本的権利への侵害性の問題 ⑤ 広高教組・組合員に対する基本的認識・情報分析等の正当性 ⑥ 法的根拠・基準・規定等との整合性・法的根拠性 ⑦ 国会証人喚問、目的・内容等、国会手続規定問題の整合性 ⑧ 証人喚問と県教育委員会との手続・法的問題との合理性・法的根拠 ⑨ 県教育委員会への権限拡大性の問題性・違法性 ⑩ 国会・委員会における意思形成過程の手続的正当性 ⑪ 公聴会・意見集約等における手続規定との整合性 ⑫ 調査結果・課題等とする整理事項の正当性 ⑬ 事後における手続事項の正当性・法的根拠性 ⑭ 予算・決算に係る事項に関する妥当性・法的整合性 ⑮ 秘密（非公開・不開示）にできる根拠・事由等の妥当性・法的整合性 <p>などなどに関して、それぞれをテーマとする、それぞれの意思形成に関する一切の資料等</p>

<p>(14) 県人事委員会・委員として本事件に係り把握をしていることにおいて、県教育長・〇〇と県教育委員会（課長・〇〇）とが接してきたとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国会議員名 ② 諸団体名 ③ 県議会議員名 ④ 校長協会・校長名 ⑤ その他関係者などなどの会合（当時の課長・〇〇の証言にみる関係者との会合も含む） ⑥ 上記①ないし⑤における、それぞれの日時、相手名、目的、協議資料・内容、情報・資料（広高教組・組合員の関係書類を含む）、議決方法、結論、予算・決算、その他に関する意思形成過程の判る一切の資料等、 ⑦ また上記各事項に関して秘密（非公開・不開示）にできる事由・根拠等の判る一切の資料等
<p>(15) 県人事委員会・委員として本事件に係り、県教育長・〇〇と県教育委員会とが、校長協会・校長を通して職務命令・処分等を発することができるとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 根拠・基準・規定などとの妥当性 ② 憲法・国際人権法の規定との整合性 ③ 法令等・他の都道府県との「法のもとの平等」等への付き合い合わせ事項 ④ 校長協会・校長との練り合わせ事項（日時、内容、整理事項など） ⑤ 予算・決算事項の透明性・妥当性 ⑥ その他に関して <p>などなどに係る意思形成過程の判る一切の資料等、</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ また上記の各事項を秘密（非公開・不開示）にできるとする根拠・事由に係る意思形成過程の判る一切の資料等
<p>(16) 県人事委員会・委員として本事件に係り、県教育長・〇〇が県人事委員会・委員会とが、話し合いをもつなど接触・調整などをしてきたとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日時、出席者名、協議内容、協議資料（広高教組・組合員に関する資料を含む）結論に至る方法、結論・整理事項など ② 教育委員長の基本的見解、本事件への姿勢・態勢、県教育委員会・教育長〇〇らへの進言などの整理事項 ③ 予算・決算事項の透明性・妥当性 ④ 上記①ないし③を秘密（非公開・不開示）にできるとする事由・根拠等 ⑤ この会合自体を開催しなくてよいとする合理的事由・法的根拠等 <p>などなどに関する一切の資料等</p>
<p>(17) 県人事委員会・委員として本事件に係り、憲法・国際人権法等と行政手続法・条例あるいは情報公開法・条例等の規定に基づき、広高教組・組合員との事前と事中（時中）と事後とにおいて、それぞれにおける協議会等における</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日時、場所、出席者名、協議内容、資料、決議方法、結論など ② 予算・決算など ③ 上記①ないし②を協議・決算しなくてよいとする事由等 ④ この協議自体をしなくてよいとする合理的事由・法的根拠等 <p>などなどの判る一切の資料等</p>

- (18) 県人事委員会・委員として本事件に係る県教育長・教育委員会の姿勢・態勢の問題に対して「特定秘密保護法」との関連づけることによる
- ① 包括的に委員会を開催した日時，議題，内容，結論，整理事項等
 - ② 「本件と係るかどうか」について
 - ③ 係るとすれば，「どのようなことか」について
 - ④ 係らないとすれば，「なぜそうか」について
 - ⑤ 教育情報・本件事件に関するアクセス権の侵害問題について
 - ⑥ 説明責任の問題について
 - ⑦ 適性評価であるかどうかの問題について
 - ⑧ 人的管理や罰則強化の問題について
 - ⑨ 県教育長・教育委員会の権限拡大の問題について
 - ⑩ 記録の作成・取得・整理・公開・期限等の問題について
 - ⑪ 「日の丸掲揚・君が代斉唱・元号標記」の実施・強制の問題との関連づけて
 - ⑫ 県教育長・教育委員会による恣意・抑圧による情報の非公開・不開示とする広高教組・組合員への対応の問題について
 - ⑬ 公文書を廃棄した問題について
 - ⑭ 公文書を非公開・不開示か廃棄かの基準・規程等の有無の問題について
 - ⑮ 「公文書管理法」との適合性の問題について
 - ⑯ 自民党の「党是」とする改憲（懐憲）策動及び「新日本国憲法草案」の問題について
 - ⑰ 自民党と首相・安倍晋三とその政権による「教育基本法」の改定（改悪）問題について
 - ⑱ 「特定秘密保護法」の内包する違憲・違反・違法の問題について
 - ⑲ 県教育長・教育委員会の秘密指定（非公開・不開示）の解除する方向での複線化（第三者機関の設定など）の問題について
 - ⑳ 秘密（非公開・不開示・適性評価）の統一基準の問題について
 - ㉑ 罰則規程による「職務命令違反」と「県民への信用失墜行為」とする理由づけが妥当・法的根拠性があるかどうか
 - ㉒ 産経新聞などの報道による記事等における影響において「中立性・公正性」を保持してきたかどうかについて
 - ㉓ 総じて県教育長・教育委員会にむけて「本来の『独立した公正な立場・県人事委員会』」としての役割と責任を果たしてきたか・果たしているか，「教育に資する」ことになっているかどうかについて
 - ㉔ 国会議員・県会議員の介入の問題について
 - ㉕ 法治国家・法治自治体とは。立憲主義とは。憲法尊重擁護主義とは。国際普遍主義とは。それぞれ県教育長・教育委員会がどのように問題意識をもち課題設定をしてきたか・しているか・それでもって県人事委員会はどうとらえるか。 についての問題・課題・命題について
 - ㉖ 内部告発ができにくくなる問題について
 - ㉗ 国会論戦や県議会の論戦での問題について
 - ㉘ 「教え子を戦場に送る」問題について
 - ㉙ ヘイトスピーチによる民族差別・女性差別・部落差別・障害者差別・老人差別など極めて悪質で悪態による悪業の問題と首相・安倍晋三の責任問

題について

- ③⑩ 文部省・文部科学省の教科書改定（改悪・「従軍慰安婦（軍事性奴隷）」の記述に検定意見など）への介入問題について
- ③⑪ 自民党と首相・安倍晋三およびその政権による「教育再生」問題について
て
などなどに関する一切の資料等

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
27. 3. 24	・ 諮問を受けた。
27. 3. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
27. 4. 17	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
27. 4. 21	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
28. 5. 13	・ 異議申立人から意見書を收受した。
28. 5. 13	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
28. 4. 26 (平成28年度第1回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 5. 27 (平成28年度第2回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
28. 6. 24 (平成28年度第3回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 7. 22 (平成28年度第4回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 8. 30 (平成28年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授